

第 13 回中央執行委員会確認／2020. 10. 15

**【重点分野－2】企業年金等制度の見直しに向けた連合の考え方と
当面の取り組みについて（その2）**

I. 連合の基本的な考え方

長期化する高齢期の経済基盤の充実をはかり、誰もが安心して暮らし続けるためには、公的年金と相まって、受給権保護が整った将来にわたって安定的な給付を約束する企業年金制度を構築し、雇用形態や企業規模に関係なくすべての労働者が適用されるよう普及をはかる必要がある。連合は、以下の考え方及び「2020～2021年度 政策・制度 要求と提言」により企業年金制度等の見直しに臨むこととする。

- 企業年金は労使合意に基づく制度であるため、労使自治を尊重すべきである。
- 個人型年金は自助努力のための制度であるため、すべての人に平等に機会を提供することを基本とすべきである。
- 退職給付である企業年金と自助努力である個人年金は性格が異なることから、税制上の取扱いを区別すべきである。
- 企業年金及び個人型年金が所得の高い人にメリットが大きい仕組みであることから、公的年金の所得再分配機能を強化する必要がある。

II. 企業年金等制度をめぐる課題認識

- 少子高齢化が急速に進む中で、公的年金の長期的な給付水準の低下は避けられず、企業年金の公的年金補完機能が広く発揮されるよう、すべての働く者への普及を強力に進める必要がある。
- 企業年金制度の加入者は減少傾向にあり、1,644万人（2018年度末）と厚生年金被保険者の4割弱にとどまっている。確定給付企業年金（DB）、企業型確定拠出年金（DC）では、いずれも加入者数は増加傾向にある一方で、実施件数ではDBは減少傾向、企業型DCは新規導入件数も含めて増加傾向が継続している。
- 個人の資産形成である個人型確定拠出年金（DC）の加入者は増加傾向が続いており、2020年7月時点で約165.8万人となっている。
- 企業型DCへのマッチング拠出や企業型DCと個人型DCの併用が普及し始めており、「賃金の後払い」の性格を有する企業年金と、個人の資産形成である個人年金は明確に区別する必要がある。
- DBと併用する場合の企業型DCの拠出限度額が一律2.75万円とされていることについて、DBの掛金額が全体的に低水準にあるとの実態に即してDCの拠出限度額を定める方が合理的で公平性が高いとの考えから、厚労省から社会保障審議会企業年金・個人年金部会（以下、「審議会」という）に対して、DB併用の企業型DCの拠出限度額を「月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額」とすることが提案されている。
- また、企業年金のある企業の従業員の個人型DCの拠出限度額が、併用する制度によって1.2万円または2万円と設定されていることについて、2020年年金制度改革関連法附則の検討規定に基づき審議会でも検討されている。

Ⅲ. 論点に対する考え方と具体的な取り組みのポイント

1. 論点に対する考え方

(1) DB併用の企業型DCの拠出限度額の見直しについて

- DB併用の企業型DCの拠出限度額を「月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額」とすることについては、以下の各懸念点が払しょくされない限り導入すべきでない。
 - ① 労使合意に基づいて制度化されたDBを縮小しなければならなくなる場合があること。
 - ② DB及びDCの掛金水準が高い企業において、DBの給付減額やDCの掛金額の引き下げ等、労働条件の変更を強いられること。
 - ③ DB及び企業型DCの制度終了といった企業年金の廃止など労働条件変更を促しかねないこと。

(2) 企業年金を実施している場合の個人型DCの拠出限度額の見直しについて

- DBと企業型DCの併用、DBのみ実施の場合における個人型DCの拠出限度額を企業型DCのみ実施の場合にそろえることは、DBを実施する企業で働く者の老後等に備えた自助努力による資産形成の機会を充実させることになるが、その活用が格差拡大につながらないように、併せて公的年金、税制を通じた所得再分配機能の在り方についても検討を行うべきである。
- 企業年金と個人型DCを同じ拠出限度額で管理することは、退職給付と自助努力の性格をあいまいにするものである。そのため、個人型DCの拠出限度額は、2020年年金制度改革関連法附則の検討規定を踏まえ、すべての人が自助努力への支援を公平に受けられるよう、高所得者優遇とならないよう考慮しつつ、企業年金とは別の税制優遇枠として位置づけるべく検討すべきである。
- DBと企業型DCの併用やDBのみ実施している企業が退職給付である企業年金を縮小し、一方的に自助努力である個人型DCに置き換えられることがないように、適切な労使合意等のための環境整備を行うべきである。

(3) 中小企業、パート・有期等で働く者に対する企業年金等の普及について

- 総合型DB、簡易型DB、中小企業退職金共済制度等の一層の普及に向け、中小企業における退職給付制度の整備・充実に向けた取り組みを強化すべきである。
- パート・有期等で働く者の企業年金の普及・適用に向け、「加入者資格について同一労働同一賃金ガイドラインを踏まえること」とされたDB及びDCの法令解釈通知を周知徹底し、規約承認時には地方厚生局において確認を行うべきである。

2. 具体的な取り組みのポイント

(1) 連合本部

- 審議会における意見反映、構成組織・地方連合会への情報提供。
- オンライン学習会の開催。取り組み事例等の集約と情報提供。器材等の提供。
- 構成組織等への支援体制の構築。NPO法人金融・年金問題教育普及ネットワーク等との連携。

(2) 構成組織・地方連合会

- 総合的な労働条件の改善に向け、加盟組合の企業年金制度等の把握に努める。

- 企業年金の普及促進に向けた制度等の周知。
- パート・有期等で働く者を含めた企業年金制度、退職金規程の整備。

以上